

## 人間環境大学大学院の目的に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、人間環境大学大学院学則第1条第2項の規定に基づき、研究科及び専攻の人材の養成に関する目的、その他教育研究上の目的について定める。

(人間環境学研究科人間環境学専攻)

第2条 人間環境学研究科は、人間環境を自然・社会・文化等の重層的な諸環境の総体としてとらえ、今日、その人間環境が未曾有の危機に直面していることに鑑み、人間環境に関する幅広い見識と専門的な技能を身につけ、現実の諸現象をその内的連関において総合的に研究し、持続可能な人類社会の創出に向けた創造的な提案と行動ができる人材を養成する。

(看護学研究科看護学専攻博士前期課程)

第3条 看護学研究科博士前期課程は、すべての人間の健康課題に焦点を当て、人々の看護の困難度が高い個人・家族・集団・地域に対して研究的手法を用いて専門的な判断と技術により直接的サービスを行う。また、患者や家族の満足度を高める教育的、リーダー的看護職者としてより組織的・効果的にサービスを提供する多機関・多職種および市民と協働し、サービスの調整統合を図る。総合的かつ専門性の高いサービス提供ができる人材や看護教育者の育成を行い、社会に貢献することを目的とする。

(看護学研究科看護学専攻博士後期課程)

第4条 看護学研究科博士後期課程は、国民の健康ニーズの増大、かつ複雑・多様化に対し、革新的なケアプログラムの開発やケアシステムの開発などを行う。さらに、国内外の先駆的な研究のシステムティックレビューや学際的な共同研究、および異文化看護等のグローバルな研究によって専門的で高度な実践と研究の循環的相互発展を促進させる研究者や看護教育者を育成する。また、自立した研究者として看護学を実践科学として発展させ、卓越した看護教育者として機能できる人材育成を行い、社会に貢献することを目的とする。

(規定の改廃)

第5条 この規程の改廃については、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

附則 この規程は、平成26年7月9日から施行する。

附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。